

実質化された人・農地プラン

注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
野洲市	市三宅地区	令和3年1月13日	平成31年3月12日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	43.6ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	22.5ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	6.8ha
i うち後継者が未定の農業者の耕作面積の合計	6.5ha
ii うち後継者がいない農業者の耕作面積の合計	0.3ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	6.8ha
(備考)	

注1:③の「●●才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。(70歳や75歳など)
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

地区内において、令和2年に認定農業者2名と法人の認定農業者1社だったが、令和3年には認定農業者1名が体調不良により離農されます。また、地区内では、水稻耕作者の平均年齢が73.8歳です。今後は、地区外も含めた農業法人が中止の受け手となり、農地を守っていく必要があります。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

市三宅地区の農地は、地域内の中心経営体である個人の認定農業者1名と法人の認定農業者1法人が担うほか、他地域の法人の受入を促進することで担っていく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向(5年後)		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法	A	野菜・水稲・麦・大豆	7.4 ha	野菜・水稲・麦・大豆	11 ha	市三宅、竹生、比江、小南
認農法	B	水稲・麦・大豆	3.8 ha	野菜・水稲・麦・大豆	6 ha	市内全域
認農法	C	水稲・麦・大豆	2.7 ha	野菜・水稲・麦・大豆	3.7 ha	市内全域
認農	D	水稲・麦・大豆	2.4 ha	野菜・水稲・麦・大豆	2.4 ha	市三宅
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
計	4人		16.3 ha		23.1 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

中間管理機構の活用方針

- ・農地所有者は、原則として農地中間管理機構に預ける。
- ・効率的な経営を行うため、中心経営体同士の話し合いにより、農地の集約化を進めていく。

農地の貸付け等の意向

貸付け等の意向が確認された農地は、2筆、2400㎡となっている。